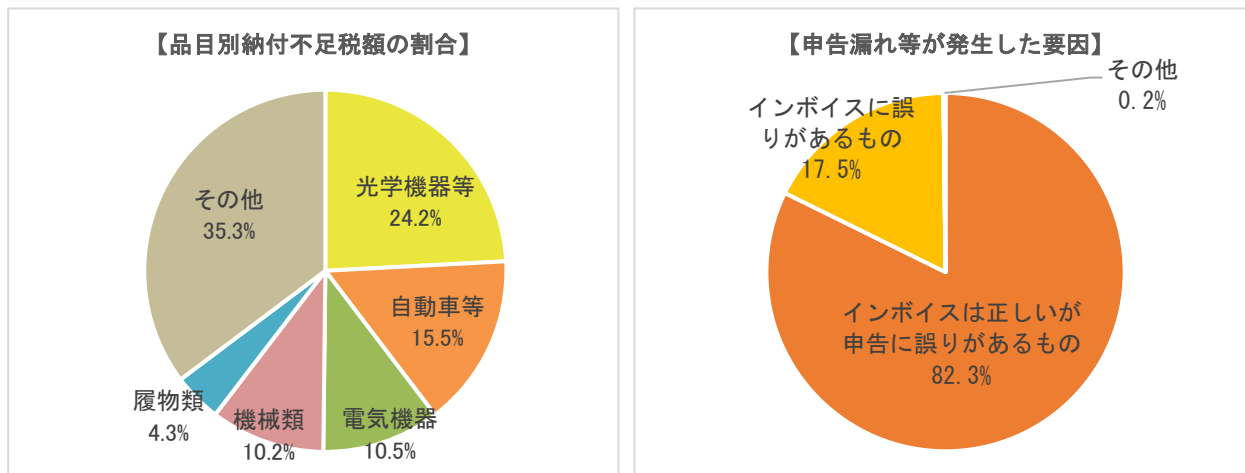


事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、自動車等、電気機器、機械類、履物類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見ても、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約8割を占めています。



隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

インボイスに誤りがあるものとして、輸出者が作成したインボイスに記載した価格が誤っていた事例が多くありますが、中には事例1のように、輸入者自らが低い価格に改ざんしたインボイスに基づき輸入申告しているものや、事例2のように輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき、輸入申告していた事例などがあり、このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課されます。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代や、事例3のように、売買価格改定に伴う追加貨物代金を支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生しています。

